

◆工業

(12月31日現在)

区 分		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
事業所数		111	127	115	112	113
従業者数(人)		3,401	3,435	3,648	3,760	3,831
現金給与総額 (万円)		1,327,953	1,309,696	1,517,388	1,545,507	1,645,958
原材料使用総額等 (万円)		3,617,372	3,821,498	4,083,015	3,990,883	4,511,546
製造品出荷額等	総 額 (万円)	6,499,795	6,843,175	7,127,624	7,304,923	8,519,651
	製造品出荷額 (万円)	5,086,462	5,103,342	5,531,611	5,736,066	6,473,003
	加工賃収入額 (万円)	977,049	1,295,725	1,211,495	1,251,850	1,641,022
	その他収入額 (万円)	428,856	435,964	374,978	307,476	394,253
付加価値額 (万円)		2,359,550	2,697,021	2,462,603	2,631,670	3,309,096

※従業員数が4人以上の事業について掲載しています。

(資料:工業統計調査)

平成23年は、「平成24年経済センサス活動調査」の製造業に関する調査項目にて把握しているため、事業所数、従業員数については、H24.2.1現在です。

◆商業

(6月1日現在)

区 分			平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成26年
事業所	卸売業	穂積町	74	79			
		楽南町	4	5	88	77	91
		計	78	84			
	小売業	穂積町	310	292			
		楽南町	49	45	332	306	230
		計	359	337			
	総数	穂積町	384	371			
		楽南町	53	50	420	383	321
		計	437	421			
従業者数(人)	卸売業	穂積町	726	737			
		楽南町	12	14	700	602	762
		計	738	751			
	小売業	穂積町	2,007	1,996			
		楽南町	234	291	2,168	2,509	2,080
		計	2,241	2,287			
	総数	穂積町	2,733	2,733			
		楽南町	246	305	2,868	3,111	2,842
		計	2,979	3,038			
年間商品販売額 (万円)	卸売業	穂積町	3,458,811	3,137,467			
		楽南町	72,620	χ	3,508,682	3,693,446	3,960,900
		計	3,531,431	χ			
	小売業	穂積町	3,737,278	3,514,435			
		楽南町	395,929	χ	3,756,633	4,421,760	4,145,500
		計	4,133,207	χ			
	総数	穂積町	7,196,089	6,651,902			
		楽南町	468,549	546,390	7,265,315	8,115,206	8,106,500
		計	7,664,638	7,198,292			

(資料:商業統計調査)

◆事業所(民営)の推移

(単位:事業所、人 各年10月1日現在、平成16年は6月1日現在、平成21年7月1日現在、平成24年2月1日現在)

産業分類	平成16年		平成18年		平成21年		平成24年		平成28年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数	1,890	17,770	1,965	18,091	2,027	18,718	1,869	16,698	1,877	17,882
農業、林業、漁業	10	218	11	156	9	122	8	131	11	114
鉱業、採石業、 砂利採取業〔鉱業〕	2	20	1	14	2	21	2	13	1	2
建設業	223	1,457	243	1,479	252	1,596	221	1,394	186	1,162
製造業	289	5,217	274	4,343	263	4,276	241	3,764	232	4,115
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1	6	1	8	1	9	0	0	1	18
情報通信業	6	22	8	24	9	35	5	10	5	11
運輸業、 通信業〔運輸業〕	57	1,701	63	1,545	61	1,479	60	1,341	63	1,381
卸売業、小売業 〔卸売・小売業〕	431	3,042	446	3,834	433	3,544	396	3,204	417	4,059
金融・保険業	22	376	24	339	29	354	29	367	30	277
不動産業、物品賃貸業 〔不動産業〕	139	259	139	348	161	484	157	501	146	448
学術研究、 専門・技術サービス業					69	307	69	252	69	223
宿泊業、飲食サービス業 〔飲食店・宿泊業〕	212	1,281	212	1,343	205	1,766	190	1,540	202	1,522
生活関連サービス業、 娯楽業					166	737	164	674	168	652
教育・ 学習支援業	57	1,169	67	1,217	79	1,004	65	664	66	720
医療・福祉	75	863	89	1,155	102	1,399	99	1,294	121	1,641
複合サービス事業	9	57	13	150	6	74	6	74	7	89
他に分類されない サービス業 〔サービス業〕	357	2,082	374	2,136	180	1,511	157	1,475	152	1,448

※平成20年より産業分類項目が変更されました。〔 〕は平成20年以前の産業分類項目です。

(資料:事業所・企業統計調査、経済センサス活動調査)

◆歴代市長

氏 名	就任期間
松野 幸信	平成15年6月1日～平成19年5月31日
堀 孝正	平成19年6月1日～平成27年5月31日
棚橋 敏明	平成27年6月1日～

◆歴代副市長(助役を含む)

氏 名	就任期間
福野 寿英	平成15年7月1日～平成19年6月5日
豊田 正利	平成20年1月1日～平成23年6月30日
奥田 尚道	平成23年7月1日～平成27年5月31日
早瀬 俊一	平成27年8月10日～

◆歴代議長

氏 名	就任期間
吉本 幸一	平成15年5月13日～平成16年4月30日
土屋 勝義	平成16年5月11日～平成18年6月1日
藤橋 礼治	平成18年6月1日～平成20年4月30日
小川 勝範	平成20年5月8日～平成23年6月3日
星川 睦枝	平成23年6月3日～平成24年4月30日
藤橋 礼治	平成24年5月1日～平成25年6月7日
星川 睦枝	平成25年6月7日～平成26年6月11日
若園 五朗	平成26年6月11日～平成27年6月16日
小川 勝範	平成27年6月16日～平成28年4月30日
藤橋 礼治	平成28年5月2日～

◆歴代副議長

氏 名	就任期間
澤井 幸一	平成15年5月13日～平成16年4月30日
星川 睦枝	平成16年5月11日～平成18年6月1日
小川 勝範	平成18年6月1日～平成20年4月30日
広瀬 時男	平成20年5月8日～平成22年6月1日
星川 睦枝	平成22年6月1日～平成23年6月3日
若園 五朗	平成23年6月3日～平成24年4月30日
広瀬 時男	平成24年5月1日～平成25年6月7日
棚橋 敏明	平成25年6月7日～平成26年6月11日
清水 治	平成26年6月11日～平成27年6月16日
広瀬 武雄	平成27年6月16日～平成28年4月30日
庄田 昭人	平成28年5月2日～

◆部門別職員数の推移

(単位:人 各年度4月1日現在)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般行政	議 会	3	3	4	4	4
	総 務	71	69	68	67	69
	税 務	18	19	19	18	18
	農水・労働・商工	7	7	7	7	7
	土 木	20	22	22	20	22
	民 生	128	132	139	136	136
	衛 生	21	21	21	21	20
	計	268	273	280	273	276
特別行政	教 育	59	57	55	53	53
消 防	消 防	70	70	70	70	71
公営企業等	水 道	7	7	7	8	8
	その他	16	15	15	16	16
	計	23	22	22	24	24
総合計		420	422	427	420	424

(資料:秘書広報課)

◆市議会議員 平成29年6月8日時点

議席番号	氏 名	所属常任委員会
1	松野 貴志	総 務
2	今木啓一郎	文教厚生
3	北倉 利治	文教厚生
4	鳥居 佳史	総 務
5	小川 理	産業建設
6	杉原 克巳	産業建設
7	若園 正博	総 務
8	森 治久	文教厚生
9	庄田 昭人	産業建設

議席番号	氏 名	所属常任委員会
10	若井 千尋	文教厚生
11	清水 治	産業建設
12	広瀬 武雄	文教厚生
13	堀 武	総 務
14	広瀬 時男	産業建設
15	若園 五朗	総 務
16	くまがいさちこ	総 務
17	松野藤四郎	産業建設
18	藤橋 礼治	文教厚生

※欠員 0 名

(資料:議会事務局)

◆市議会本会議開催及び付議件数

	招集回数		会期日数	市長提出議案件数				議員提出議案件数		議員派遣
	定例会	臨時会		条例	予算	決算	その他	条例その他	決議・意見書	
平成24年	4	3	86	40	30	7	26	1	12	4
平成25年	4	2	77	33	25	7	17	5	1	4
平成26年	4	2	90	35	29	7	15	3	14	4
平成27年	4	3	75	24	28	7	28	2	11	4
平成28年	4	2	84	30	30	7	21	4	11	5

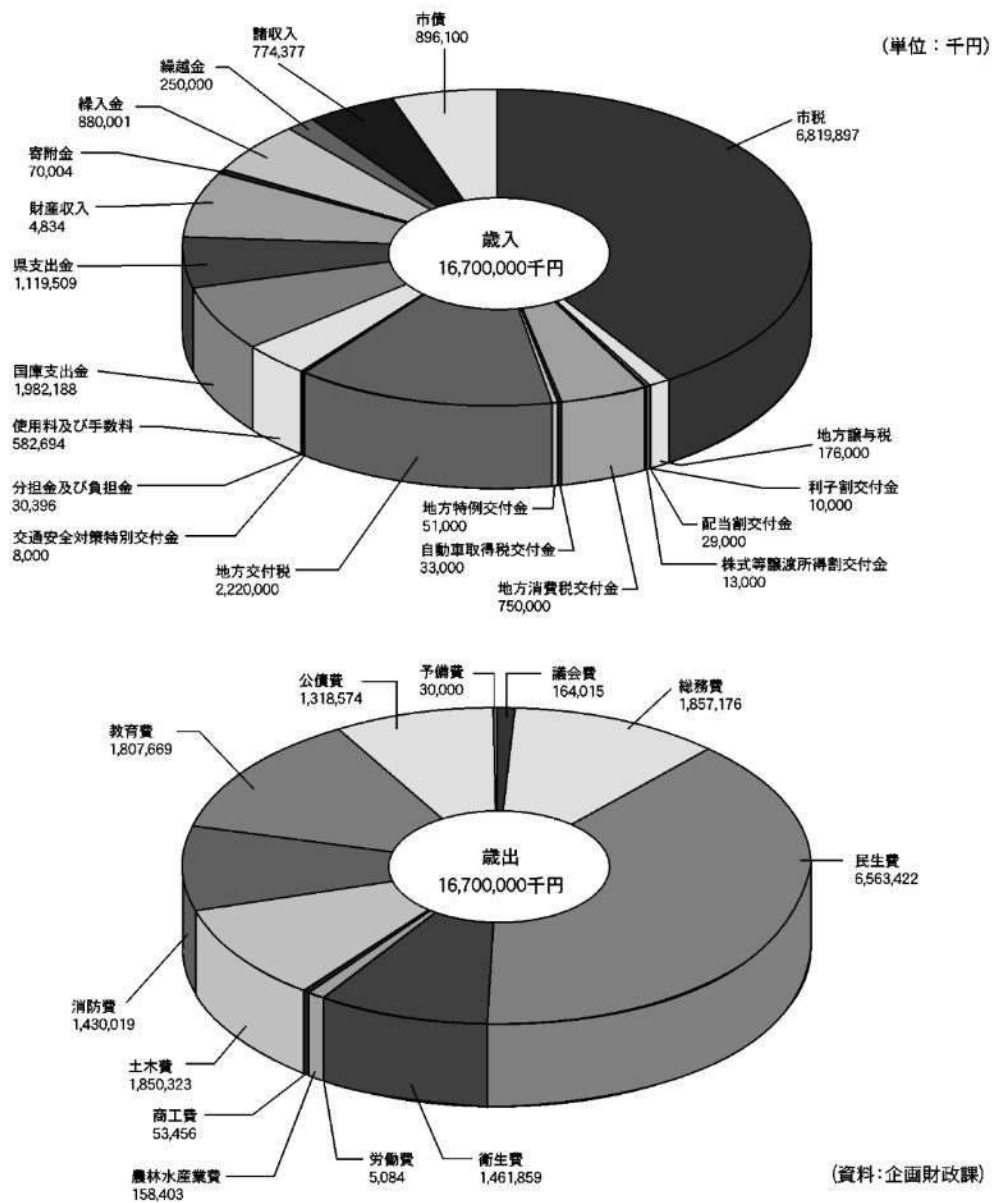
(資料:議会事務局)

◆市議会における委員会等開催数

委員会名	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
常 任 委 員 会	15	13	21	13	13
総 務 委 員 会	4	4	8	4	4
産 業 建 設 委 員 会	3	4	7	5	5
文 教 厚 生 委 員 会		3	6	4	4
厚 生 委 員 会	4	1			
文 教 委 員 会	4	1			
議会運営委員会	16	19	19	16	14
特 別 委 員 会	12	17	23	11	4

(資料:議会事務局)

◆一般会計当初予算(平成29年度)



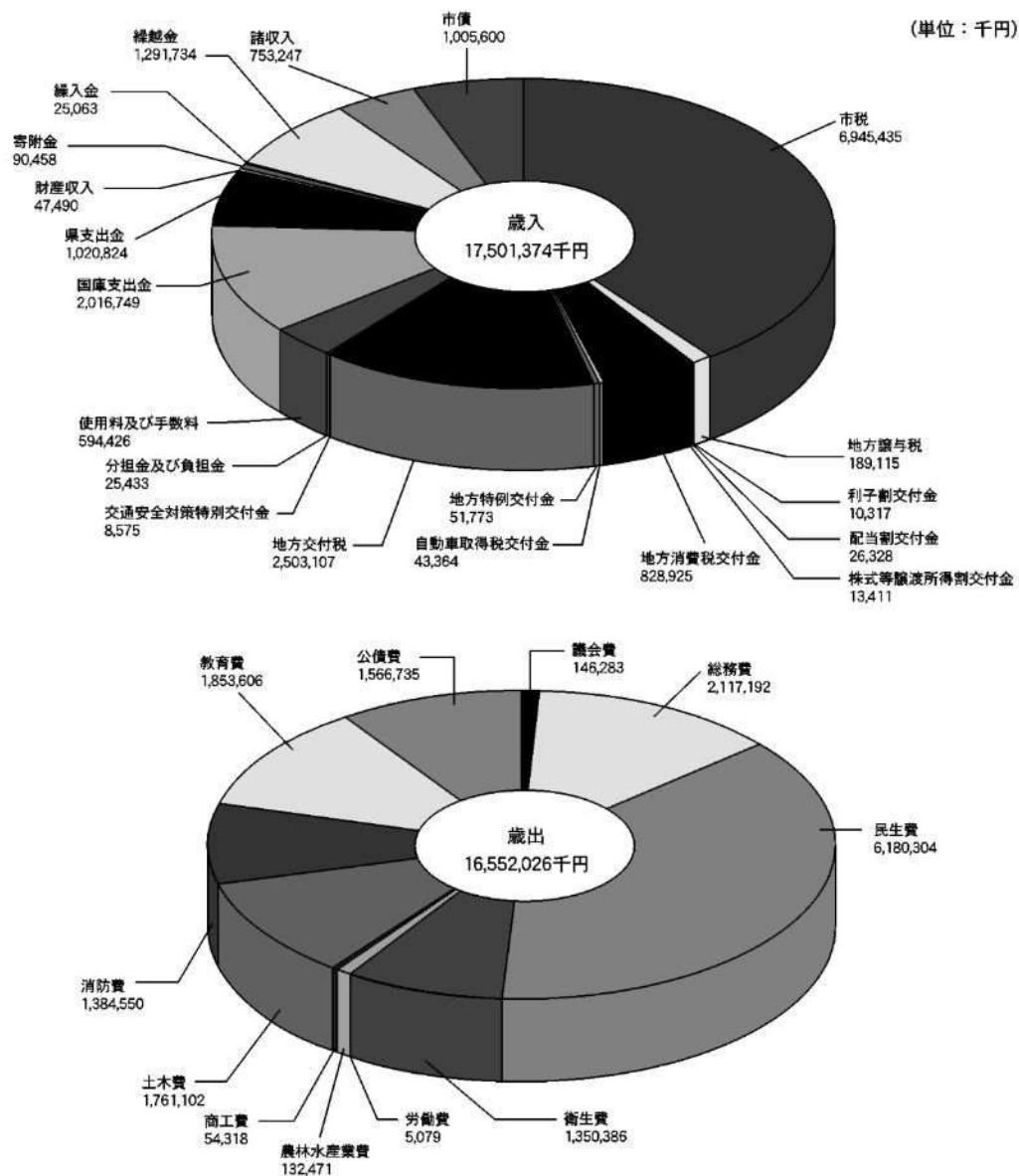
◆会計別当初予算総括

(単位:千円)

区 分	平成28年度		平成29年度		増減額	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
一 般 会 計	16,840,000	16,840,000	16,700,000	16,700,000	△140,000	△140,000
国民健康保険事業特別会計	6,060,999	6,060,999	5,899,503	5,899,503	△161,496	△161,496
後期高齢者医療事業特別会計	443,933	443,933	466,785	466,785	22,852	22,852
学校給食事業特別会計	300,894	300,894	306,083	306,083	5,189	5,189
下水道事業特別会計	368,296	368,296	366,116	366,116	△2,180	△2,180
農業集落排水事業特別会計	26,238	26,238	26,525	26,525	287	287
水道事業会計	収益の事業	563,165	534,005	474,171	△29,160	21,207
	資本の事業	70,420	69,338	348,452	△1,082	△593,324
合 計	24,673,945	25,435,100	24,368,355	24,587,635	△305,590	△847,465

(資料:企画財政課、上水道課)

◆一般会計決算(平成28年度)



(資料：企画財政課)

◆会計別決算総括

(単位：千円)

区 分	平成27年度		平成28年度		増減額	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
一 般 会 計	18,281,809	16,990,075	17,501,374	16,552,026	△780,435	△438,049
国民健康保険事業特別会計	6,016,202	5,619,456	5,906,783	5,432,463	△109,419	△186,993
後期高齢者医療事業特別会計	408,696	401,862	455,034	445,119	46,338	43,257
学校給食事業特別会計	300,888	298,482	304,681	295,563	3,793	△2,919
下水道事業特別会計	177,700	169,981	187,516	179,532	9,816	9,551
農業集落排水事業特別会計	51,031	49,374	25,355	23,095	△25,676	△26,279
水道事業会計	収益の事業	528,759	438,990	553,546	24,787	△29,501
	資本の事業	72,247	370,434	60,565	△11,682	341,331
合 計	25,837,332	24,338,654	24,994,854	24,049,052	△842,478	△289,602

(資料：企画財政課、上水道課)

◆市債の状況

(単位:千円)

区 分		平成25年度末現在高	平成26年度末現在高	平成27年度末現在高	平成28年度末現在高
一	般 会 計	12,594,536	12,139,403	12,505,068	12,026,217
特 別 会 計	下 水 道 事 業	1,716,117	1,633,083	1,548,481	1,462,280
	農業集落排水事業	108,016	100,330	92,407	84,240
	下水道(コミ・プラ)事業	一般会計に含む(463,825)	一般会計に含む(342,842)	一般会計に含む(220,910)	一般会計に含む(220,910)
水 道 事 業 会 計		781,743	731,795	680,528	627,902
合 計		15,200,412	14,604,611	14,826,484	14,200,639

◆市有財産の状況

(資料:企画財政課・上水道課)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
土 地(nf)	行 政 財 産	722,671.44	727,444.74	730,117.97	731,547.06
	普 通 財 産	1,208,494.43	1,207,432.39	1,207,860.14	1,203,248.09
	合 計	1,931,165.87	1,934,877.13	1,937,978.11	1,934,795.15
建 物(nf)	行 政 財 産	154,332.88	154,289.49	155,426.94	155,616.94
	普 通 財 産	839.42	839.42	839.42	839.42
	合 計	155,172.30	155,128.91	156,266.36	156,456.36
有価証券(円)		10,203,000	10,203,000	10,203,000	10,203,000
株 券		21,622,100	21,616,100	21,659,100	21,700,100
出資による権利 (円)		21,622,100	21,616,100	21,659,100	21,700,100

◆基金の状況

(資料:管財情報課・企画財政課)

(単位:千円)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一 般 会 計	積 立 基 金	9,674,450	9,552,029	9,668,165	10,037,723
	定額運用基金	193,993	192,144	192,296	192,363
	小 計	9,868,443	9,744,173	9,860,461	10,230,086
国民健康保険事業 特 別 会 計	積 立 基 金	440,693	470,943	471,218	531,370
	定額運用基金	3,000	3,000	3,000	3,000
	小 計	443,693	473,943	474,218	534,370
下水道事業特別会計		0	0	0	0
合 計		10,312,136	10,218,116	10,334,679	10,764,456

※平成28年度の積立基金には、出納整理期間中に積立を行った1,140千円を含んでいます。

(資料:企画財政課)

◆市税収入状況

(単位:千円)

		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額
市	税	6,748,279	6,427,032	6,929,676	6,601,833	7,032,877	6,691,452	7,162,115	6,845,022	7,219,918	6,945,435
現 年 課 税 分		6,472,960	6,364,394	6,635,318	6,529,789	6,730,813	6,625,601	6,844,678	6,754,908	6,920,632	6,841,016
滞 納 繰 越 分		275,319	62,638	294,358	72,044	302,064	65,851	317,437	90,114	299,286	104,419
市	民 税	3,189,541	3,010,640	3,274,898	3,099,811	3,311,526	3,143,465	3,347,465	3,193,959	3,372,497	3,235,150
現 年 課 税 分	個 人	2,603,738	2,550,206	2,699,168	2,646,496	2,762,664	2,712,424	2,774,448	2,727,401	2,817,342	2,775,025
	法 人	421,166	419,872	413,812	412,548	392,125	391,118	422,687	421,621	412,050	410,919
	計	3,024,904	2,970,078	3,112,980	3,059,044	3,154,789	3,103,542	3,197,135	3,149,022	3,229,392	3,185,944
滞 納 繰 越 分		164,637	40,562	161,918	40,767	156,737	39,923	150,330	44,937	143,105	49,207
国 定 資 産 税		3,153,005	3,019,362	3,211,174	3,067,210	3,275,813	3,111,189	3,353,302	3,198,435	3,385,277	3,257,109
現 年 課 税 分	純 固 定 資 産 税	3,047,614	2,996,567	3,084,019	3,035,058	3,135,684	3,084,202	3,191,767	3,152,705	3,234,651	3,201,984
	交付金・納付金	2,187	2,187	2,108	2,108	2,030	2,030	1,963	1,963	1,887	1,887
	計	3,049,801	2,998,754	3,086,127	3,037,166	3,137,714	3,086,232	3,193,730	3,154,668	3,236,538	3,203,871
滞 納 繰 越 分		103,204	20,608	125,047	30,044	138,099	24,957	159,572	43,767	148,739	53,238
軽 自 動 車 税		96,706	88,003	100,386	91,594	103,928	95,188	109,190	100,470	125,427	116,458
現 年 課 税 分		89,228	86,535	92,993	90,361	96,700	94,217	101,655	99,060	117,985	114,484
滞 納 繰 越 分		7,478	1,468	7,393	1,233	7,228	971	7,535	1,410	7,442	1,974
市 た ば こ 税		309,027	309,027	343,218	343,218	341,610	341,610	352,158	352,158	336,717	336,717

(資料:税務課)

◆財政指標の状況

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
基 準 財 政 収 入 額	5,530,840	5,707,430	5,832,854	6,047,527	6,349,767
基 準 財 政 需 要 額	7,151,480	7,288,601	7,347,465	8,017,770	8,245,802
標 準 税 収 入 額 等	7,128,044	7,401,723	7,514,855	7,719,692	8,119,824
標 準 財 政 規 模	10,390,443	10,652,935	10,441,004	11,016,715	11,009,138
財 政 力 指 数 (3 年 平 均 値)	0.782	0.778	0.783	0.777	0.773
経 常 収 支 比 率	81.6%	78.1%	83.1%	79.8%	84.8%

※標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含む

(資料:企画財政課)

◆財政健全化判断比率の状況

(単位:%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成 26 年度	— (13.26)	— (18.26)	1.4 (25.0)	— (350.0)
平成 27 年度	— (13.18)	— (18.18)	1.2 (25.0)	— (350.0)
平成 28 年度	— (13.18)	— (18.18)	1.5 (25.0)	— (350.0)

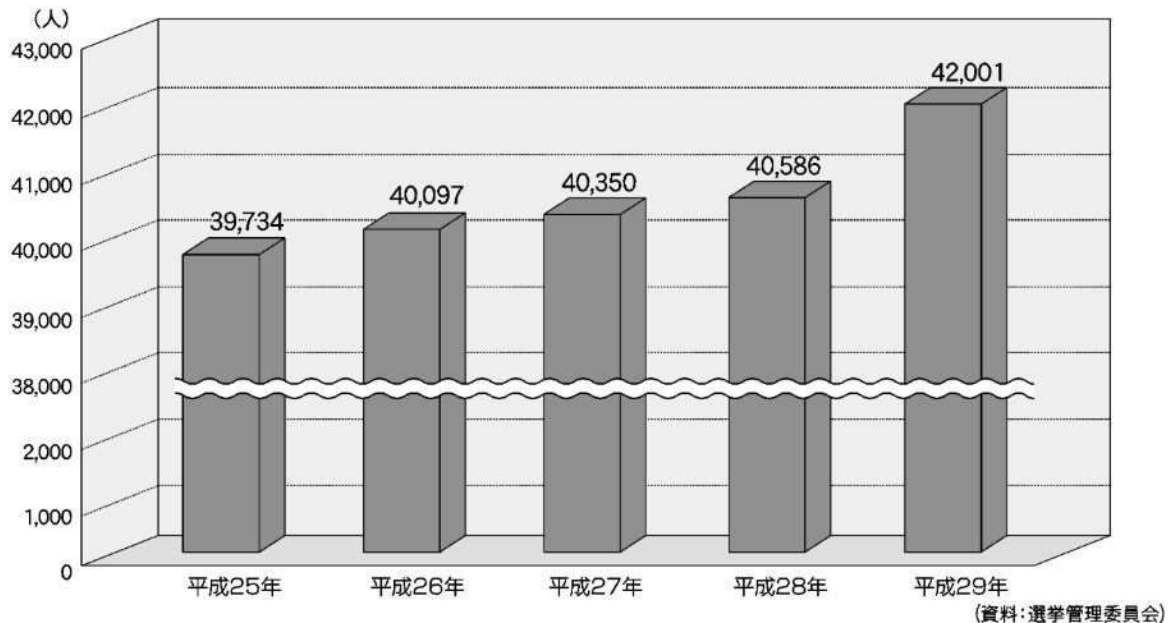
※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載。

(資料:企画財政課)

※括弧内に早期健全化基準を記載。

選挙

◆選挙人名簿登録者数の推移(各年6月1日定時登録)



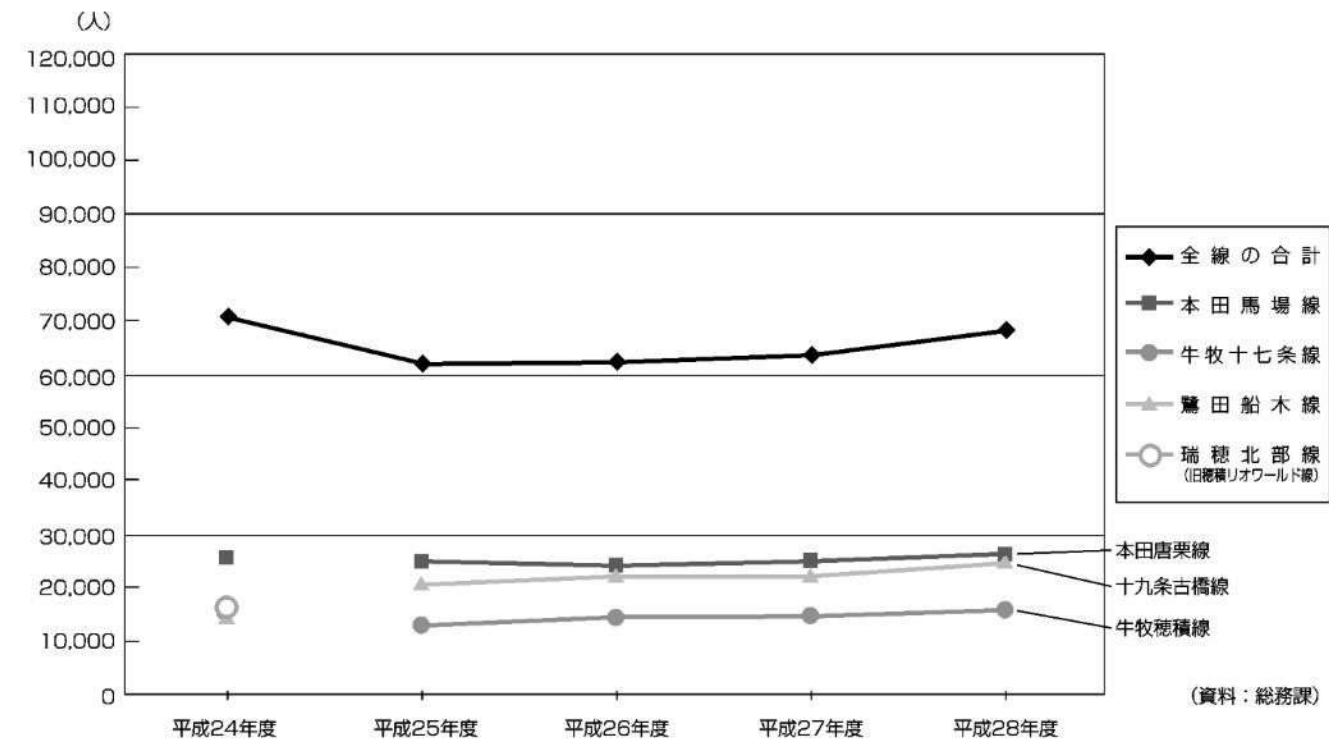
◆各種選挙における投票状況

種 類 別	執行年月日	当日の有権者数 (人)	投票者数 (人)	投票率 (%)		
				男	女	全体
市長選挙	平成15年 6月 1日	34,859	18,867	51.99	56.21	54.12
	平成19年 4月22日	36,682	18,824	50.14	52.46	51.32
	平成23年 4月24日	38,267	17,108	44.16	45.24	44.71
	平成27年 4月26日	39,614	17,860	44.24	45.90	45.09
市議会議員選挙	平成16年 4月11日	35,534	21,835	58.66	64.17	61.45
	(補欠) 平成19年 4月22日	36,682	18,816	50.10	52.45	51.29
	平成20年 4月20日	37,275	21,455	55.33	59.72	57.56
	平成24年 4月15日	38,542	19,723	49.44	52.85	51.17
	(補欠) 平成27年 4月26日	39,614	17,852	44.22	45.88	45.06
	平成28年 4月17日	39,748	18,852	46.34	48.48	47.43
県知事選挙	平成17年 1月23日	36,459	13,280	36.33	36.51	36.42
	平成21年 1月25日	38,061	11,591	30.39	30.52	30.45
	平成25年 1月27日	39,279	10,997	28.52	27.49	28.00
	平成29年 1月29日	41,738	12,815	30.60	30.81	30.70
県議会議員選挙	平成19年 4月 8日	37,157	15,199	40.73	41.08	40.90
	平成23年 4月10日	38,566	14,874	38.41	38.72	38.57
	平成27年 4月12日	39,957	16,288	40.44	41.08	40.76
衆議院議員選挙 (小選挙区)	平成15年11月 9日	35,796	20,650	57.69	57.69	57.69
	平成17年 9月11日	36,768	24,567	65.94	67.66	66.82
	平成21年 8月30日	38,405	26,202	68.59	67.87	68.23
	平成24年12月16日	39,451	21,875	56.39	54.54	55.45
	平成26年12月14日	40,150	18,573	47.70	44.86	46.26
参議院議員選挙 (岐阜県選挙区)	平成16年 7月11日	36,311	18,875	52.01	51.96	51.98
	平成19年 7月29日	37,388	20,463	55.37	54.11	54.73
	平成22年 7月11日	38,700	21,105	55.22	53.87	54.53
	平成25年 7月21日	39,661	18,960	48.85	46.79	47.81
	平成28年 7月10日	41,652	21,055	51.21	49.91	50.55

(資料:選挙管理委員会)

各種データ

◆みずほバス等の年間利用者数



◆みずほバス等の利用状況

※平成25年度より路線変更 (単位:人)

区 分			平成24年度	区 分			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年間乗車人数	みずほバス	本田馬場線	25,500	みずほバス	本田唐栗線		24,297	24,033	24,933	25,908
		牛牧十七条線	15,291							
		鷺田船木線	14,276		十九条古橋線		22,557	23,486	23,469	26,492
		瑞穂北部線	16,137							
		計	71,204		牛牧穂積線		15,145	16,081	16,442	15,911
	岐阜バス	穂積リオワールド線	---							
	合 計		71,204	合 計			61,999	63,600	64,844	68,311
一日当たり乗車人数	みずほバス	本田馬場線	71.2	みずほバス	本田唐栗線		67.7	66.2	67.4	72.0
		牛牧十七条線	42.6							
		鷺田船木線	39.8		十九条古橋線		62.9	64.7	63.4	73.5
		瑞穂北部線	44.6							
		計	198.2		牛牧穂積線		42.2	44.3	44.4	44.2
	岐阜バス	穂積リオワールド線	---							
	合 計		198.2	合 計			172.8	175.3	175.2	189.7
一台当たり乗車人数	みずほバス	本田馬場線	7.4	みずほバス	本田唐栗線		7.8	7.7	8	8.3
		牛牧十七条線	4.9							
		鷺田船木線	4.5		十九条古橋線		7.2	7.5	7.5	8.5
		瑞穂北部線	7.4							
		計	6.1		牛牧穂積線		4.4	4.6	4.7	4.6
	岐阜バス	穂積リオワールド線	---							
	合 計		6.1	合 計			6.5	6.6	6.7	7.1

※瑞穂北部線は、平成21年度から平成23年度までは、岐阜バス穂積リオワールド線として運行。(資料：総務課)

◆JR穂積駅の乗車人数(1日平均)の推移

(単位:人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
乗車人数	8,515	8,694	8,693	8,803	8,923

(資料:東海旅客鉄道㈱)

◆樽見鉄道の駅別乗降客数(1日平均)の推移

(単位:人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
横屋駅	86	84	98	96	98
十九条駅	56	54	58	62	72
美江寺駅	72	76	86	94	88
合 計	214	214	242	252	258

(資料:樽見鉄道㈱)

◆朝日大学の学生数等の推移

(単位:人)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
学 生 数	2,543	2,536	2,548	2,551	2,566
教 員 数	256	278	275	278	303
職 員 数	646	657	673	715	744

(資料:朝日大学)

瑞穂市指定文化財

種目	名 称	所在地
建造物	天神神社本殿	居 倉
彫 刻	聖観世音菩薩像	十 九 条
	重里めぐみ地藏菩薩坐像	重 里
	木造弘法大師坐像	横 屋
	木造聖観音立像及び千鉢仏	中 宮
	薬師如来坐像	田 之 上
	千鉢仏	田 之 上
	石造薬師如来坐像	宮 田
	木造薬師如来立像	中 宮
	円空彫刻像 大日如来坐像	中 宮
	陶磁のこま犬	美 江 寺
	美江寺千手観音像	美 江 寺
	石造観世音菩薩立像及び同阿弥陀佛立像	十 七 条
工芸品	別府細工、18点	別 府
	美江寺千手観音同鐫口	美 江 寺
	別府細工、梯子型燭台 2点	宮 田
書 跡	親鸞上人筆十字名号	重 里
	蓮如上人筆六字名号	重 里
	東伏見宮妃周子殿下筆「和宮歌碑文」拓本	宮 田
	蓮如上人筆六号名号	七 崎
	実如上人筆九号名号	七 崎
歴史資料	山本友左坊遺品(柱掛)	重 里
	山本友左坊遺品(半)	重 里
	山本友左坊遺品(屏風)	美 江 寺
	和宮親子内親王東下の際の道中履物	宮 田
古文書	教如上人書状	十 七 条
	川崎平右衛門書簡	十 九 条

県指定文化財

種目	名 称	所在地
彫 刻	木造十一面観世音菩薩像	別 府
	木造釈迦如来立像	呂 久
天然記念物	藤九郎ギンナン	只 越

種目	名 称	所在地
民俗文化財	武藤家の水屋	横 屋
	美江寺観世音のお蚕祭り	美 江 寺
天然記念物	雅楽の五音社	宮 田
	秋葉神社の大イチョウ	穂 積
	ハリコとその生息池	十七条十八条
	富有柿の母木	居 倉
	白鳥神社のイチョウ	呂 久
	教泉寺のマキ	田 之 上
	居倉天神社のクス	居 倉
	熊野神社のモチ	十 七 条
	念徳寺のボダイジュ	居 倉
	川崎平右衛門供養塔	十 九 条
	小嶺紅園	呂 久
	伊久良河宮跡	居 倉
史 跡	美江寺城跡	美 江 寺
	十七条城跡	十 七 条
	旗本青木氏陣屋跡	居 倉
	美江寺一里塚跡	美 江 寺
	自然居士の墓	美 江 寺
	美江寺宿本陣跡	美 江 寺
	山本友左坊の墓	美 江 寺
	瑞光寺句碑群	美 江 寺
	菱野川用水竣工記念句碑	大 月
	土地改良記念公園	重 里
	實学学校跡	居 倉
	顕名学校跡	横 屋
	杭深学校跡	呂 久
	麗蒙学校跡	美 江 寺
	月盛学校跡	十 七 条
	宝暦治水美濃義士内藤十左衛門生誕の地	重 里
	名和靖生誕の地	重 里
	木食禅開の塔	重 里
	西堀弥市顕彰碑	生 津

瑞穂市のあゆみ

年 度	主 な で き ご と	年 度	主 な で き ご と
平成15年度	5月 1日 穂積町、奥南町合併、瑞穂市の誕生 6月 1日 市制第1回市長選挙、初代市長に松野幸信氏が当選 7月 22日 応募総数1,710点のうち熊本栄司さんの作品が市章に決定 7月 27日 総合センターサンシャインホールにて瑞穂市誕生記念式典開催 9月 12日 瑞穂市と墨俣町を結ぶ主要地方道北方多度線の犀川大橋が開通	平成23年度	5月 31日 牛牧第2保育所増築完成 6月 6日 保育園・幼稚園・小学校のグラウンド芝生化事業開始 11月 1日 保育と学校教育の一元化開始 11月 30日 非核・平和都市宣言 3月 25日 水防センター完成 3月 29日 奥南中学校特別教室棟竣工式 4月 1日 福祉作業所量住園開所式 4月 3日 消防団第1分団詰所開所式 4月 24日 第3回市長選挙、堀孝正氏が再選（6月1日就任）
平成16年度	4月 1日 水処理施設アクアパークすなみ、西部複合センター（保健センター）供用開始 4月 1日 生津ふれあい広場完成、面積37,265㎡ 4月 11日 市制第1回瑞穂市議会議員選挙、定員20名の市議会議員誕生 5月 1日 みずほバス奥南方面新設・増便 7月 10日 市図書館分館（西部複合センター2階）オープン 7月 27日 長良川天王川排水樋門完成式、6月11日より供用開始	平成24年度	6月 28日 犀川総合排水機場・新堀川放水路完成式 8月 1日 粗大ごみの有料化スタート 10月 22日 奥南中学校増改築完成 10月 27日 ぎふ清流国体ボウリング競技リハーサル大会開催 4月 1日 まちづくり基本条例施行 4月 5日 花塚排水機場竣工式 5月 6日 五六ふれあい橋竣工式 4月 15日 第3回市議会議員選挙 4月 21日 さい川さくら公園開園 5月 28日 下犀川橋開通式典 6月 3日 ぎふ清流大会ボウリング競技リハーサル大会開催 8月 9日 瑞穂市ピースメッセンジャー事業開始 8月 12日 非核・平和コンサート開催 9月 30日 ぎふ清流国体（ボウリング競技）開催 10月 14日 ぎふ清流大会（ボウリング競技）開催
平成17年度	11月 3日 市の木「桜」、市の花「アジサイ」に決定 3月 11日 本田小学校校舎増築 7月 11日 県道北方多度線全面開通 9月 1日 瑞穂市役所内サテライトスタジオ完成、FMラジオ放送開始 2月 18日 消防団第5分団車庫兼詰所開所式 3月 11日 JR穂積駅エレベーター完成 3月 27日 古橋水源地完成式 4月 1日 大月浄水公園完成、面積6,900㎡ 4月 1日 みずほバスターミナル完成、面積2,155㎡ 7月 14日 市営土地改良事業・大月地区農村総合整備事業の換地、23ha 9月 4日 穂積小学校大規模改修	平成25年度	10月 14日 ぎふ清流大会（ボウリング競技）開催 1月 31日 東京都瑞穂町と防災協定締結 2月 16日 第1回議会報告並びに意見交換会開催 4月 12日 別府排水機場竣工式 4月 28日 瑞穂市生津スボーツ広場竣工式 5月 1日 瑞穂市市制施行10年 5月 6日 瑞穂市合併10周年記念式典開催 みずほ10周年祭開催 12月 12日 瑞穂市と朝日大学との連携に関する協定書調印式
平成18年度	2月 18日 消防団第5分団車庫兼詰所開所式 3月 11日 JR穂積駅エレベーター完成 3月 27日 古橋水源地完成式 4月 1日 大月浄水公園完成、面積6,900㎡ 4月 1日 みずほバスターミナル完成、面積2,155㎡ 7月 14日 市営土地改良事業・大月地区農村総合整備事業の換地、23ha 9月 4日 穂積小学校大規模改修	平成26年度	5月 1日 みずほバス車両変更（3台） 9月 1日 食物アレルギー対応給食開始 2月 2日 瑞穂市公式ホームページリニューアル 4月 4日 野田公園開園 4月 26日 第4回市長選挙、3代目市長に堀橋敏明氏が当選（6月1日就任）
平成19年度	12月 23日 消防団第4分団車庫兼詰所開所式 4月 22日 第2回市長選挙、2代目市長に堀孝正氏が当選（6月1日就任） 5月 1日 市の人口が50,000人を突破 8月 29日 瑞穂市給食センター竣工式、9月1日より供用開始 12月 28日 別府保育所竣工式、敷地面積4,438㎡、延床面積3,412㎡ 行政改革による行政組織の改編	平成27年度	8月 1日 瑞穂市ご当地ポスト設置（2基） 3月 19日 俳優の平山浩行氏を瑞穂市ふるさと創生大使に任命 3月 24日 牛牧小学校増築完成 4月 1日 瑞穂市消防団 6分団体制から7分団体制へ井場公園開園 10月 1日 瑞穂市消防団女性消防班発足
平成20年度	2月 1日 行政改革による行政組織の改編 4月 1日 瑞穂消防 消防業務について、瑞穂市全域を岐阜市へ委託 瑞穂消防署・瑞穂消防署奥南分署業務開始 4月 20日 第2回市議会議員選挙 6月 1日 瑞穂消防署竣工式 9月 5日 瑞穂市民憲章の制定 3月 1日 水と緑の回廊づくり開始 3月 21日 本田コミュニティセンター竣工式 7月 1日 別府保育所 地域子育て支援センター業務開始 犀川堤外地土地地区画整理事業 換地処分公告と行政界変更	平成28年度	
平成21年度	10月 31日 犀川堤外地土地地区画整理事業 換地処分公告と行政界変更		
平成22年度	12月 13日 消防団第6分団車庫兼詰所開所式 4月 3日 穂積中学校校舎竣工式		

瑞穂市民憲章

……市民が主体の住みよいまちづくりを進めるために……

わたしたちは 揖斐 長良の清流とともに生き
長い歴史と文化に誇りを持ち 自由で住みよいまちづくりに
力を合わせていくことを ここに誓います

- 1 豊かな水と緑あふれる 美しいまちをつくります
- 1 健康で心がかよう 明るいまちをつくります
- 1 文化が香りスポーツに親しむ さわやかなまちをつくります
- 1 助けあい支えあう 優しいまちをつくります
- 1 夢をはぐくみ希望に満ちた 幸せなまちをつくります

「市章」



デザインの趣旨

瑞穂市の「M」と「稲穂」を、緑豊かな自然と若々しさの象徴であるグリーンを基調に図案化し、徐々に深い色へと円熟を増していく2本の「稲穂」は、穂積町と奥南町の合併を意味し、「快適で住みよい、活力を生み出す創造都市」として活躍、発展する未来が描かれています。

瑞穂市まちづくり基本条例

(前文)

わたしたちのまち瑞穂市は、西に揖斐川、東に長良川を有し、大小の河川が南北に流れる、豊かな水と緑の美しいまちとして誕生しました。この地は軸中地帯で、過去に幾度となく水害に見舞われました。しかし、先人のたゆまぬ努力により、肥沃で、豊かな農地を生み、住みよいまちとして発展を遂げてきました。古くは、中山道の宿場町として栄え、その面影を訪ねることができます。

今では、鉄道がまちの中央を走り、当市から名古屋まで30分足らずの交通至便なまちです。また、国道21号が東西に、南北には主要地方道北方多度線が縦貫する岐阜県西部の交通要衝の地です。わたしたち瑞穂市民は、文化やスポーツに親しみ、地域との絆を大切に、互いを思いやり、健康で明るく、多様な価値を認め、自由で住みよいまちづくりを進めています。

瑞穂市民一人ひとりが、まちづくりの主役です。わたしたちは、基本的人権を尊重し、将来に魅力がある誰もが住みたくするまちを目指し、市民参画による協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについて、その基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長をはじめとする市の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、市民が主体の市民参画による協働のまちづくりを推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) まちづくり 市民生活に係る様々な分野において、わたしたちの暮らし地域等をより良いものとするための取り組みをいいます。
- (2) 市民 市内に居住し、通学し、又は運動する個人及び市内において事業又は活動を行う個人、法人その他団体をいいます。
- (3) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 参画 市民が、まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に、責任をもって主体的に参加し、かつ、行動することをいいます。
- (5) 協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民、市議会及び市の執行機関がともに、お互いの立場を尊重し、かつ、信頼し、協力して取り組むことをいいます。

(条例の位置付け等)

第3条 この条例は、本市のまちづくりの基本となる基本理念を定めるものです。
2 本市における他の条例、規則等の制定改廃、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定その他の市政の運営に当たっては、この条例との整合を図るものとします。

第2章 まちづくりの基本理念

第4条 本市における市民が主権者であるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とします。

- (1) 市民、市議会及び市の執行機関の協働によること。
- (2) 市民一人ひとりの人権が尊重され、かつ、その個性及び能力が十分に発揮されること。
- (3) 市民の自主的かつ自立的な参画及び男女共同参画が保障されること。

第3章 市民の権利及び責務

第5条 市民は、自らの意思と責任において、広くまちづくりに参画します。また、事業を営む市民にあっては、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めます。

- 2 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、及び提案する権利を有するとともに、必要な情報を知ることができます。
- 3 市民は、まちづくりに参画するに当たり、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに努めます。
- 4 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、居住する地域の自治組織に加入し、及び協力しながら活動するよう努めます。

第4章 市議会及び市の執行機関の責務

(市議会の責務)

第6条 市議会は、市政の議決機関として、市民の意思を代表し、かつ、この条例の目的に沿ったまちづくりの実現に寄与します。

- 2 市議会は、保有する情報を積極的に市民に公開し、かつ、議会活動に関する情報を分かりやすく提供し、市民に開かれた議会運営に努めます。
- 3 市議会は、市民の信託を受けた市民の代表であることを認識し、広く市民から意見を求めるよう努めるものとします。

(市長の責務)

第7条 市長は、市政運営の最高責任者として市民の信託に基づき、この条例の基本理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営します。

- 2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明らかにするとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明します。

(市の執行機関及び職員の責務)

第8条 市長を除く市の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実な執行及び運営を行い、協働によるまちづくりを推進します。

- 2 市の執行機関の組織は、市民に分かりやすく簡潔で機能的なものであるとともに、市の執行機関の職員(以下「職員」という。)は、常に横断的な連携を図り、総合行政の推進に努めます。

- 3 職員は、自らも市民の一員であることを自覚し、市民と連携し、まちづくりを推進するため、常に自己研鑽などに努めるものとします。

第5章 コミュニティ活動

第9条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自治会等の地域のコミュニティに対する理解を深め、自主的な意思によってまち

づくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めます。

- 2 市議会及び市の執行機関は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動の役割を尊重するとともに支援します。

第6章 市政の運営

(行政手続)

第10条 市の執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、別に定める条例により、適切な処分、行政指導及び届出に関する手続を行います。

(情報の共有)

第11条 市の執行機関は、まちづくりに関する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民に分かりやすく提供するよう努めます。

(情報の公開)

第12条 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明性の高い市政の実現を図るため、別に定める条例により、情報の公開を総合的に推進します。

(個人情報の保護)

第13条 市議会及び市の執行機関は、市民の権利利益を保護するため、別に定める条例により、市の保有する個人情報適正に取り扱います。

(説明及び応答の責任)

第14条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果たさなければなりません。

- 2 市の執行機関は、市政に関する市民の意見、提言等を尊重し、迅速に状況を把握するとともに、これを行政運営に反映するよう努めます。

第7章 参画及び協働

(参画)

第15条 市の執行機関は、市政の運営に当たっては、市民の意見が市政に反映できるよう、参画する機会を保障します。

- 2 市の執行機関は、市民が参画すること又は参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮します。

(参画の方法)

第16条 市の執行機関は、前条第1項に規定する参画する機会を保障するため、事案に応じて次に掲げるいずれかの方法を用います。

- (1) 審議会等への委員としての参画
 - (2) 公聴会、懇談会等への参画
 - (3) ワークショップその他の一定の課題について集団で検討作業を行うことへの参画
 - (4) パブリックコメント(意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見又は情報を考慮して決定する制度をいう。)その他の意見の聴取
 - (5) アンケート調査等による意見の聴取
 - (6) その他の市長が別に定める市民参画手続
- 2 市長は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを公表します。
- (計画の策定等への参画)

第17条 市の執行機関は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定等を行うに当たっては、前条第1項各号に掲げる方法を用いて、市民がそれらに参画する機会を保障します。

(協働)

第18条 市民、市議会及び市の執行機関は、公共の担い手として協働に努め、まちづくりを進めます。

- 2 市議会及び市の執行機関は、前項の協働に努めるに当たり、市民の自主性を尊重します。
- 3 市の執行機関は、市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、まちづくりに必要な人材の育成を図るよう努めます。

第8章 国及び他の地方公共団体との連携

第19条 市の執行機関は、まちづくりに関し、共通する課題を解決するため、国及び関係する他の地方公共団体との連携及び協力を図ります。

第9章 住民投票

第20条 市長は、市政に関する重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。

- 2 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票で得た結果を尊重します。
- 3 住民投票を行う場合は、その事案ごとに、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表等を規定した条例を別に定めるものとします。

第10章 まちづくり基本条例推進委員会

第21条 まちづくり基本条例推進委員会(以下「推進委員会」という。)は、市長の諮問に応じ、協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとする。

- 2 市長は、この条例の見直しに当たっては、推進委員会に諮問するものとする。

- 3 推進委員会は、市長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行い、見直しが必要な場合においては、市長に提案するものとする。

- 4 前3項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

第11章 雑則

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。